

第十六回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第七号

昭和二十八年六月三十日（火曜日）

午前十一時六分開議

出席委員

委員長 中井 一夫君

理事加藤 精三君 理事難尾 弘吉君

理事床次 徳二君 理事西村 力弥君

理事門司 亮君

生田 宏一君 河原田藤吉君

佐藤 親弘君 田中伊三次君

吉田 重延君 橋本 清吉君

藤田 義光君 北山 愛郎君

滝井 義高君 横路 節雄君

大石ヨシエ君 三木 武吉君

出席國務大臣

國務大臣 塚田十一郎君

出席府政委員

自治政務次官 青木 正君

（自治庁次官）

總理府事務官 鈴木 俊一君

（自治庁次官）

總理府事務官 武岡 憲一君

（自治庁次官）

總理府事務官 後藤 博君

（自治庁次官）

總理府事務官 後藤 博君

（自治庁次官）

總理府事務官 後藤 博君

（自治庁次官）

總理府事務官 後藤 博君

（自治庁次官）

總理府事務官 後藤 博君

（自治庁次官）

總理府事務官 後藤 博君

（自治庁次官）

總理府事務官 後藤 博君

（自治庁次官）

總理府事務官 後藤 博君

（自治庁次官）

總理府事務官 後藤 博君

委員に選任された。

六月二十九日

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案内閣提出第二二九号

同月二十六日

地方税法の一部改正に関する請願

（渡邊良夫君紹介）（第一七五九号）

同（岸田正記君紹介）（第一七五七号）

同（古井喜實君紹介）（第一七八九号）

同（高橋順一君紹介）（第一七九〇号）

同（庄司一郎君紹介）（第一七九一号）

同（中村幸八君紹介）（第一七九二号）

同（二件）藤枝泉介君紹介（第一七九三号）

同（八木一郎君紹介）（第一七九四号）

營業用トラックに対する自動車税軽減の請願（渡邊良夫君紹介）（第一七五八号）

同（岸田正記君紹介）（第一七五九号）

同（鍛冶良作君紹介）（第一七九五号）

同（瀬戸山三男君紹介）（第一七九六号）

同（中村幸八君紹介）（第一七九七号）

同（高橋順一君紹介）（第一七九八号）

同（二件）藤枝泉介君紹介（第一七九九号）

同（二件）加藤鑛造君紹介（第一八〇〇号）

身体障害者の特別所得税免除に関する請願（赤松勇君紹介）（第一七六〇号）

道路交通取締令の一部改正に関する請願（三宅正一君紹介）（第一七七五号）

自動車税引上げ反対に関する請願

（迫水久常君紹介）（第一七八七号）

同（館林三喜男君紹介）（第一七八八号）

別府市警察署留置所における殺害事件に関する請願（木下郁君紹介）（第一八〇五号）

同月二十七日

固定資産税法に特例設定に関する請願

（庄司一郎君紹介）（第一八二〇号）

同（クリーニング業に対する地方税軽減に関する請願（堤ツルヨ君紹介）（第一八二五号）

同月二十九日

遊興飲食税撤廃の請願（山田彌一君紹介）（第一九二六号）

同（クリーニング業に対する地方税軽減に関する請願（河原田藤吉君紹介）（第一九二七号）

同（木村文男君紹介）（第一九二八号）

地方税法の一部改正に関する請願（佐藤虎次郎君紹介）（第一九二九号）

同（二件）岡本忠雄君紹介（第一九三〇号）

同（中川源一郎君紹介）（第一九三一号）

同（小高憲郎君紹介）（第一九三二号）

同（内藤友明君紹介）（第一九三三号）

同（二件）加藤鑛造君紹介（第一九四四号）

營業用トラックに対する自動車税軽減の請願外一件（岡本忠雄君紹介）（第一九三四号）

同（小高憲郎君紹介）（第一九三五号）

同（内藤友明君紹介）（第一九三六号）

の審査を本委員会に付託された。

同月二十七日

国有鉄道特殊施設に対する固定資産税賦課等に関する陳情書（吹田市議会議員長浦部恒夫）（第四五六号）

自動車税引上げ反対に関する陳情書（石川県自家用自動車組合理事長大島新一）（第四五七号）

營業用トラックに対する自動車税軽減に関する陳情書（岐阜県貨物自動車協会会長田口利八）（第四五八号）

運送業に対する事業税の課税方式に関する陳情書（岐阜県貨物自動車協会会長田口利八）（第四五九号）

消防機械ポンプ購入費補助に関する陳情書（財団法人福島県消防協会会長宮森常八）（第四六〇号）

地方自治法の一部改正に関する陳情書（京都市議会議員長竹内忠治）（第四八八号）

町村合併促進法案に関する陳情書（京都市議会議員長竹内忠治）（第四八八号）

地方制度調査会の全面的活用に関する陳情書（京都市議会議員長竹内忠治）（第四八八号）

市町村の自立制度確立のため地方財政制度改革に関する陳情書（京都市議会議員長竹内忠治）（第四八八号）

国の予算不成立による地方財政窮迫緩和対策に関する陳情書（京都市議会議員長竹内忠治）（第四八八号）

自動車税引上げ反対に関する陳情書（岐阜市金町一丁目岐阜県自家用自動車組合連合会会長早川光次郎）（二

十二名）（第四八五号）

營業用トラックに対する自動車税の軽減に関する陳情書（盛岡市盛岡運輸株式会社取締役社長安倍東七外二名）（第四八六号）

運送業に対する事業税の課税方式に関する陳情書（盛岡市盛岡運輸株式会社取締役社長安倍東七外二名）（第四八七号）

日本放送協会の施設等に固定資産税を賦課することに関する陳情書（京都市議会議員長竹内忠治）（第四八八号）

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正の陳情書（京都市議会議員長竹内忠治）（第四八九号）

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案内閣提出第二二九号

地方財政に関する件

九州地方における豪雨の被害状況に関する件

○中井委員長 これより会議を開きます。

昨二十九日本委員会に付託せられた地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案を議題とし、まず政府より提案理由の説明を聴取することといたします。青木政務次官。

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案

第一類第三号 地方行政委員会議録第七号 昭和二十八年六月三十日

一

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律
地方財政平衡交付金法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。
第十二条第一項の表を次のように改める。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	一 土木費		
	1 道路費	道路の面積	一平方メートルにつき 二二九
	2 橋りょう費	橋りょうの面積	一平方メートルにつき 二三〇
	3 河川費	河川の延長	一メートルにつき 一九三
	4 港湾費	港湾におけるけい、船岸の延長、 港湾における防波堤の延長	一メートルにつき 二、五〇〇 一平方キロメートルにつき 四、九五〇
	5 その他の土木費	面積	一平方キロメートルにつき 四、九五〇
	二 教育費		
	1 小学校費	児童数	一人につき 一、五八〇
		学級数	一学級につき 七、七〇〇
	2 中学校費	学校数	一校につき 二七、四〇〇
市町村		生徒数	一人につき 二、九三〇
		学級数	一学級につき 九、八〇〇
		学校数	一校につき 一八、四〇〇
	3 高等学校費	生徒数	一人につき 八、四三〇
	4 その他の教育費	人口	一人につき 五、四九〇
	三 厚生労働費		
	1 社会福祉費	人口	一人につき 二、七三〇
	2 衛生費	人口	一人につき 一、四三〇
	3 労働費	工場事業場労働者数	一人につき 八、八〇〇
		失業者数	一人につき 三、三〇〇
道府県	四 産業経済費		
	1 農業行政費	耕地の面積	一町歩につき 六、七〇〇
		農業(畜産業を含む)の従業者数	一人につき 一、〇〇〇
	2 林野行政費	民有林野の面積	一町歩につき 六、〇〇〇
	3 水産行政費	水産業の従業者数	一人につき 六、〇〇〇
	4 商工行政費	商工業の従業者数	一人につき 九、七〇〇
	5 戦災復興費	戦争に因る被災地の面積	一坪につき 三〇〇
	6 その他の行政費		千円につき 六、九〇〇
	1 徴税費	道府県税の税額	千円につき 六、九〇〇

市町村	七 災害復旧費	人口	一人につき 二、〇〇〇
	2 その他の諸費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	一円につき 九五
	一 警察消防費	人口	一人につき 二、九三〇
	2 消防費	人口	一人につき 二、五〇〇
	二 土木費		
	1 道路費	道路の面積	一平方メートルにつき 三六四
	2 橋りょう費	橋りょうの面積	一平方メートルにつき 三六〇
	3 港湾費	港湾におけるけい、船岸の延長、 港湾における防波堤の延長	一メートルにつき 一、五〇〇 一メートルにつき 二、五〇〇
	4 都市計画費	都市計画区域における人口	一人につき 一七六
	5 その他の土木費	面積	一平方キロメートルにつき 三、三六〇
市町村	三 教育費		
	1 小学校費	児童数	一人につき 六、五〇〇
		学級数	一学級につき 三、八〇〇
	2 中学校費	学校数	一校につき 二七、四〇〇
		生徒数	一人につき 九、八〇〇
		学級数	一学級につき 三、〇〇〇
		学校数	一校につき 一八、四〇〇
	3 高等学校費	生徒数	一人につき 八、四三〇
	4 その他の教育費	人口	一人につき 五、四九〇
	四 厚生労働費		
市町村	1 社会福祉費	人口	一人につき 二、三三〇
	2 衛生費	人口	一人につき 一、〇三〇
	3 労働費	失業者数	一人につき 三、七〇〇
	五 産業経済費	人口	一人につき 二、七六〇
	六 戦災復興費	戦争に因る被災地の面積	一坪につき 七〇〇
	七 その他の行政費		千円につき 九、〇〇〇
	1 徴税費	市町村の税額	千円につき 九、〇〇〇
	2 戸籍住民登録費	本籍人口	一人につき 二、九六〇
	3 その他の諸費	世帯数	一世帯につき 五、四八〇
	八 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	一円につき 九五

第十四条第二項中「地方税法に定める税率とする。」の下に「但し、個人に対する市町村民税の所得割については、所得税額を課税標準として算定するものとし、その税率は、百分の十八とする。」を加え、「百分の七十」を「道府県税にあつては百分の八十、市町村税にあつては百分の七十」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十八年年度の地方財政平衡交付金から適用する。

2 地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第三項を附則第二項とする。

○青木（正）政府委員 ただいま議題となりまして地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案の提案の理由及び内容の概要について、御説明申し上げます。

各地方団体に対して交付すべき地方財政平衡交付金の額の算定に用います単位費用につきましては、給与改訂に要する経費や市町村教育委員会設置に要する経費の年間所要額等を算入することとするため、これを増額する必要が生じている反面、別途国から地方公共団体に交付されることとなつた義務教育費国庫負担金相当額等を控除することとするため、これを減額する必要が生じているのであります。

これに加えて地方税法の改正案との関連におきまして、個人に対する市町村民税の所得割にかかる基準財政

収入額の算定方法に関する規定を整備する必要がありますのであります。これらに、この法律案を提出するおもしろなる理由であります。

以下改正しようとする内容の概要について申し上げます。

改正の第一は、単位費用を改訂しようとするのであります。その一は、義務教育に従事する教職員の給与関係費、児童保護措置費及び義務教育教材費に對し、それ／＼国庫負担金制度が復活しない新設されることになりましたので、これらにかかる基準財政需要額から国庫負担金相当額を減額することに伴う単位費用の改訂であります。すなわち、道府県分の小学校費及び中学校費並びにその他教育費に含まれている盲聾學校費のうち義務制の児童生徒にかかる基準財政需要額から教職員給与関係費の五割を減額し、道府県及び市町村の社会福祉費にかかる基準財政需要額から児童の保護措置に要する経費の八割を減額し、市町村の小学校費及び中学校費のうち学級費及び児童または生徒数を測定単位とするものから、国が負担する教材費相当額を減額する方針のもとに、それ／＼当該単位費用を改訂することとしたのであります。

その二は、給与改訂に伴う単位費用の改訂であります。昨年十一月から行われまして給与改訂の結果、標準的な団体または施設に配置されるものとされた職員の給与に要する経費は増加いたしましたので、これらの団体または施設において、当該行政項目について必要な経費を測定単位の数値で除して定められる単位費用は、それ／＼増加する訳であります。従ひまして反面、ま

た橋梁費、戦災復興費及び災害復旧費の単位費用については、その算定に当り職員の配置を予想しておりませんため、給与改訂による増額はないのであります。

その三は、恩給費の算入がこれに伴う単位費用の改訂であります。恩給費は、従来、各行政項目に配属された職員に伴つて、各経費ごとの単位費用中に算入いたしておりましたが、地方団体ではこの種の経費は一括して経理していますので、警察、消防費及び教育費を除きその他の経費の単位費用中に算入されておりましたものは一括してその他の行政費のうちその他の諸費の単位費用中に算入することとしたのであります。

その四は、各種法令の制定改廃その他に伴う単位費用の改訂であります。すなわち石油関係燃料統制の撤廃によるこの種の経費の産業経済費からの減額、市町村教育委員会に要する経費の平年度所要額算入のための、その他教育費の増額、学校建物単価の引上げ等による教育費等の増額などでありま

す。改正の第二は、測定単位を改正しようとするのであります。その一は、港灣費にかかるものであります。現在港灣における船舶の出入トン数を測定単位としておりますが、トン数が毎年度かなり大幅に変化したに参りました上、その変化が港灣費として地方団体が支出いたします港灣管理費や港灣施設費と必ずしも、直接の関係があるとも考えられないのであります。もちろん港灣の態様というものは、千差万別でありまして、それ／＼の財政需要を機械的に、しかも的確に測定する

ということとは、技術的に困難なものであります。種々検討の結果、港灣における船舶の出入トン数よりも、港灣における繫船岸の延長と港灣における防波堤の延長とを併用いたした方が、はるかに合理的であると考へられまして、これをもつて測定単位としようとするのであります。この改正の結果は、個々の港灣について財政需要額に若干の異動は免れないのであります。が、総額においては従前の額を維持することとなつております。

その二は、社会福祉費にかかるものであります。社会福祉費の測定単位につきましては、人口のほか、当分の間、児童福祉施設入所者数と被生活保護者数を用い、それ／＼児童保護措置費及び生活保護費を測定することとしたのであります。

しかしながら、経費をあまり細分して測定いたしますことは、一般財源としての地方財政平衡交付金について、とかくひもつき財源のごとき感じを与えるおそれがあります。本年度からは、児童保護措置費が生活保護費と同様、八割国庫負担となる関係もありま

すので、この特例は廃止することとしたのであります。その三は、公債費にかかるものであります。公債費と申しますと、土木、衛生その他各種の行政費に充てた地方債の元利償還額を全部こゝで測定するかの誤解を与へますので、この本来の趣旨にかんがみ、その名を災害復旧費に改めるほか、測定単位は、現在災害復旧事業費及び防空関係事業費の財源に充てた地方債の元利償還金となつておりますのを、災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金のみで改

めたいのであります。

防空関係事業費の財源に充てた地方債の元利償還金を廃止いたしましたのは、この事業は直接には災害復旧費に該当いたしませんのと、インフレーションの影響を受け、その元利償還金は現在ではきつめて少額なものとつてゐるからであります。

改正の第三は、道府県を通じ義務教育にかかる経費に必要な財源の保障を厚くするため道府県基準財政収入額の算定に用いる基準税率を地方税法で定められまして標準税率の百分の七十から百分の八十に引上げようとするのであります。普通交付金の算定に用います基準財政需要額は、特別交付金及び地方税の収入のうち基準財政収入額に相当するもの以外のものを財源とすべき部分を除いて算定されるため義務的経費についても、ある程度圧縮されてお

り、昭和二十七年年度分についてみますと、義務教育教職員の給与関係費にかかる基準財政需要額は、地方財政計画上のそれに対し、八八％程度となつていたのであります。そこで基準財政需要額に充てられるべき財源たる基準財政収入額を標準税率で算定された税金収入見込額の七割から八割に増額する半面、この種の義務的経費は地方財政計画に算入されているものとおおむね同額を基準財政需要額として算定することとして、すべての道府県に對する財源保障の程度を高くすることとしたのであります。

改正の第四は、新たに個人に對する市町村民税の所得割にかかる基準財政収入額の算定方法に関する規定を設けようとするのであります。

市町村にかかる基準財政収入額は法

定普通税について標準税率の七〇%すなわち基準税率で算定した収入見込額であります。しかし個人に対する市町村民税の所得割については、現在、地方税法上、課税方式の選択が許されておりますが、基準財政収入額の算定においては、所得税額を課税標準とし、その標準税率百分の十八を用いておつたのであります。しかしながら、今回予定しております地方税法の改正法案によりますと、この種の標準税率が削除されることとなりますので、地方財政平衡交付金法中に、基準財政収入額算定の際用いる課税標準を所得税額とし、その税率を百分の十八とすることを規定することとしたのであります。

以上内容の概要について御説明申し上げました。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決されんことをお願いいたします。

○中井委員長 それではこの際政府当局から地方財政に関する一般の昭和二十八年財政計画について説明を聴取いたしますことにいたします。

○武岡政府委員 それでは私から昭和二十八年の地方財政計画につきまして概略御説明申し上げます。

昭和二十八年の地方財政計画は、その歳入並びに歳出の総規模を八千四百七十七億二千三百万円と策定をいたしておるのであります。これは国庫の予算額であります九千六百八十三億に比しますと大体八七%程度に該当いたしますのであります。以下歳出及び歳入の内容につきまして御説明申し上げます。

まず歳出から申し上げますと、第一

に既定財政規模でございますが、これを七千四百三十三億二百万円と見込んであります。この既定財政規模は、昭和二十七年の修正地方財政計画における財政規模でございます。すなわち昭和二十五年の決算額を基礎といたしまして、これに昭和二十六年及び二十七年の新規財政需要額を加えまして推計したものでございます。昭和二十七年までの既定の財政規模をここに置きまして、これに對しまして昭和二十八年にどのような新規の財政需要額があるかというのを推計いたしましたものでございます。これによりまして昭和二十八年の新規財政需要額は、一千三百三十九億三千八百万円と見込まれるのでございますが、以下その積算の根拠を御説明申し上げます。

まず第一は、給与の改訂に伴う給与関係経費の増でございますが、これが三百三十二億一千九百万円、すなわち二十八年における新規需要額の約三割に該当いたしますのでございます。これは昨年の十一月に行われました給与改訂の平年度化に伴いまして二十八年の新規にふえて参るものでございまして、その算定の基礎は、お手元に提出いたしました資料の第四ページにございまして、基本給並びに各種の手当につきまして、昭和二十八年の所要額を算定いたしました。二十七年までの既定経費を控除して算定したものでございまして、給与費の算定につきましては、基本給に関する調という欄がございまして、大体の考え方を申し上げますと、昭和二十七年の財政計画の算定に用いました各職種の給与単価に、昨年の改訂率を掛け、さらに外給率を

一・五%見込みました。また勤務地手当の増率を、所定の額の比率によりましてかけまして新規の給与単価を求め、これに人員を乗じまして二十八年の所要額を算定いたしましたものでございまして、その金額が府県におきましては千四百十八億八千八百万円、市町村におきましては七百三十一億八千五百万円、合せては千二百一十九億八千三百五十億七千四百万円となるわけでございまして、これから二十七年の既定額でありまして千八百九十二億七千三百万円を引きまして、二十八年の差引きの増加所要額を二百五十八億と算定いたしましたのでございます。なおそのほか期末手当、勤続手当あるいは共済組合費、恩給費等につきましても、それぞれ以上申し上げた要領によりまして計算をいたしまして、所要額を見込んだものでございまして、その合計がさきに申しました三百三十二億千九百万円ということになるのでございます。

その次に行政整理に伴う不用額として十八億四千九百万円を控除いたしまして、これは昨年は二十七年の財政計画におきまして、府県並びに市町村の一般職員につき五%の行政整理をするという計画を立てたわけでございまして、その際に、行政整理は一時に行われません関係から、年間を通じて四箇月分だけの人員費並びに物件費を財政規模に加えておつたのでございまして、その分が今年度におきましては不用となりまして、それを控除いたすわけでございまして、その算定の根拠は資料の五ページの下の方に書いてございまして、

次は教育委員会の設置に要する経費

でございますが、これが昭和二十八年度におきましては総額二十四億九千七百四十万円と算定されるのでございまして、これから二十七年にすでに見込んでおりました十億八千四百万円を差し引いて、二十八年の十四億五千三百四十万円と見込んだのでございまして、その大体的算定の考え方は、教育委員会の経費でございます。都市分並びに町村分につきまして、委員の報酬は、大体議会の議員並、これは前年度と同様でございます。それから事務局の経費といたしましては、市の委員会事務局には、指導主事一名並びに事務職員一名を配置するという考え方でございまして、前年度におきましては指導主事一名を見込んでおりました。本年からはさらに事務職員一名を増置することによりまして、それから町村の事務局費といたしましては、全町村の半数につきまして専任の教育長一名を置く、その待遇は大体助役並という考え方でございまして、大体以上のような基礎によりまして計算をいたしております。

その次は、自治体警察の廃止に伴います不用額でございます。これが二億三千三百万円となつております。その内容を申し上げますと、去年の六月一日から廃止されました自治体警察に属しておりました警察吏員の数が六百四十四人あるわけでございまして、この分につきましては、昨年度の計画におきまして四月分、五月分の二箇月分だけが計上されておりましたから、これを今年度引き下ろしてございまして、これを今度、本年になりましてから廃止となつた自治体警察の関係職員の所要経費でございますが、これを計算いたします

すと、二億一千万円ほどに相当するのでございまして、結局昨年の財政計画の中に入つておりましたものから合せて二億三千三百万円が不用となつて来るという計算をいたしておりますのでございまして、

その次は、人口等の増加に伴う経費の増といたしまして、四十二億九千四百万円を計上してございまして、これは人口あるいは生徒数、児童数等の自然増加に伴いまして、地方の普通行政費が量的に自然増をして参ります額を計算したのでございまして、その計算の考え方は、昭和二十八年における推計の人口を立てまして、昨年からその増加数値をとり、さらに平衡交付金の計算における総合、補正係数を算出したしまして補正後の数値というものを算出して、それに単位費用をかけて、大体その関係の財政需要額がどれくらいになる、こういう計算をやつて出しておるのでございます。

次は恩給費関係の増でございますが、そのうち恩給の特別措置に関する法律の施行に伴いまして、本年度から十億七千四百万円が新規の経費となつて参ります。この法律は昨年成立いたしました今年一月から施行になつておりますが、これに對します地方の経費の支出は、二十八年からの需要額に上つて参るのであります。すなわち昭和二十三年の六月以前に給付原因の生じております者に対しては、特別の措置が設けられたわけでございまして、これを法律の規定通りに地方公務員につきまして算定をいたしまして、十億七千四百万円と計算をいたしたのでございまして、その算定の基礎は、資料の九ページをこらういただきます

うものを二十七年年度の財政計画に見込んでおりました単独事業費五百十三億にかけましてその増額を見たのであります。さらにこれに、後ほど申し上げます歳入におきまして雑収入を、二十七年年度の実績に合せまして、二十七年年度の計画から相当増額を期待いたしてやるのでございますが、その分は事実上地方におきましては単独事業の財源になるものだ、こういう考え方のものになります。単独事業の歳出額を、その分だけ追加いたしましたのであります。さらにいま一

また、資材費におきましては二十戸と見えておつたものを四十五戸というふう
に、いづれも大幅に引上げられたので
ございまして、大体実情に近いもので
ございまして、補助単価が認められたものと考えられ
ます。ただこの中で問題なのは資材費
でございますので、この資材費につきま
してはやはり実績を調べてみますと、
大体八十四円十四銭という数字が出て
おりますので、国の補助基本額が四十
五円までは引上げられました、なほ
地方負担額というものが相当多いので
ございます。この分は特に計算をいた
しまして、そこにございますように超
過負担分として約十九億圓ばかりにな
りますが、これを特に財政計画に上げ
まして、全体的に財源を見る、こうい
う計画にいたしておるのでございま
す。

次に単独事業費でございますが、こ
れは御承知のように毎年地方の単独事
業というものも、国の公共事業費が伸
びて来ると同じような割合で、地方も
伸びるという前提のもとに計算を立て
ております。そういう考え方で昭和二
十七年度から二十八年度への国の公共
事業費の増加率を調べてみますと、大
体二割四分八厘という数字を示してお
ります。そこでこの二割四分八厘とい

單独事業の歳出額を、その分だけ追加したものであります。さらにいいます義務教育学校のいわゆる老朽危険校舎の政築という事業が、今日非常に緊急な問題になつております関係もございしますので、国庫の政府資金の状況等ともならみ合せて、この際特に十五億円をそのために追加する、こういう措置をとることになりまして、その分もここに加えたのでございます。以上合せて単独事業費は二十七年年度に比べて二十八年度は六百七十八億九千七百万円増加して来る、こういう見込みを立てておるのでございます。

以上が大体昭和二十八年度の新規財政需要額の内容でございします。

その次に、富裕団体における超過財源等の増加額三十四億八千三百万円といふものを計上いたしております。これは本年度におきまして、義務教育費半額国庫負担制度が実施せられることになりますので、全体的に申しますと、それだけ財源の偏在が増して来るわけでありまして、それからまた同じように児童保護費の国庫負担制度も行われます関係から、これもまた同じような影響を持つことになるのでございします。半面におきましては地方税の減税等もございしますので、その面面におい

では偏在額が若干減るのでございますが、なお相対的に計算をいたしてみますと、差引きまして府県と市町村とで三十四億八千三百万円だけ超過財源という性質のものがふえて参りますので、これだけを歳出に見込んで、その財源措置を講ずることにいたしました次第でございます。

以上が歳出の内容の概略でございます。

次に歳入について申し上げます。まず第一は地方税でございますが、十五ページの資料に示してございまして昭和二十八年度の地方税の収入見込額は、三十四億七千七百四十万円と算定いたしております。これを昭和二十七年年度の修正地方財政計画の収入見込額に比べますと、百十二億八千七百四十万円の増収と相なっております。このうち府県税と市町村税とに分けて見ますと、府県税の増収は、前年度より百二十七億七千七百四十万円の増収と相なっております。市町村税の増収は、前年度より百四十四億五千七百四十万円の増収と相なっております。このうち府県税の増収は、前年度より百二十七億七千七百四十万円の増収と相なっております。市町村税の増収は、前年度より百四十四億五千七百四十万円の増収と相なっております。

では、別途地方税の一部改正法律案を提案いたしまして、御審議を煩わすことになつておるのでございます。次は地方財政平衡交付金でございますが、これは昭和二十八年度の見込額千二百五十億円でございまして、一応これを昭和二十七年年度の計画の数字にそのまゝ比べてみますと、二百億円の減ということになります。これは御承知のように、前年度におきましては義務教育に関する経費の全額地方負担という建前の平衡交付金でございまして、そのうち、今回国庫負担制度に切りかえたもので、このうち、平衡交付金と義務教育国庫負担金とを合せて、かりに比較いたしますと、前年よりも三百四十億円の増という事になつておるのでございます。

次に国庫支出金でございますが、これは資料でございまして、先ほど若干触れましたように、児童保護費、義務教育国庫負担金その他各種の補助金につきまして、それ、国庫予算に計上せられましたものを、そのまゝここに掲げておるのでございます。

次は地方債でございますが、地方債は昭和二十八年度の発行見込額を九百二十八億円と算定いたしております。その地方債計画につきまして御説明申し上げますと、資料の三ページをのぞいていただきますが、昭和二十七年年度における地方債の発行額は普通会計、企業会計を合せて八百億円でございまして、そのうち政府資金引受けのものが七百二十億円で、公募資金をもつて引受けましたものが八十億円で相なつておるのでございます。普通会計におきましては昭和二十七年六百二十五億で

ございましたものを、二十八年度におきましては九百二十八億と算定いたしております。そのうち政府資金引受けのものを七百二十億円で、公募に出したものを八十億円で、そのほか交付公債分として九十八億円で、合せて前年度よりも三百三十三億円の増加発行を予定いたしております。企業会計におきましては、前年度政府資金、公募資金を合せて七百七十五億円でございまして、そのうち、二十八年度におきましては二百三十五億円で、そのうち政府資金引受けが百六十五億円で、公募資金が七十億円で、これは前年度よりも合せて六十億円の増加発行の見込みでございます。従いまして全体として申し上げますと、昭和二十八年度の全体の地方債の発行予定額は千六百三十三億円でございまして、前年度よりも三百六十三億円の増になるのでございます。この政府資金引受けのもののうち百九十億円で簡易保険並びに郵便年金積立金の運用による引受金でありまして、その他は全部資金運用部資金の引受けに相なっております。それ、交付公債として九十八億円を見込みました。これは、これは今年度の計画から初めてこれを立てたのでございまして、その内容は、国が行います直轄事業に対する地方団体の分担金、これを従来は現金で納付いたしておつたのでございまして、最近における地方財政の状況にかんがみまして、その負担を軽減するということから政府に対して公債をもつて納付せしめようという制度でございまして、別途法律案を提出いたしまして、かような措置をとりたいと考えておるのでございます。

最後に雑収入について御説明申し上げます。資料の十六ページでございまして、雑収入につきましては、使用料手数料が前年度よりも五十二億三千五百万円増加いたしまして、二百九十七億八千八百万円、雑収入は前年度よりも二十二億四百四十四万円増加いたしまして、五百九十八億八千七百四十万円と見込んでおります。まず使用料手数料でありまして、そのうち水利使用料が二十七年の見込額一億五千五百万円に對しまして二十八年度は十五億八千八百四十万円というふうに引上げを見込んでおります。これは水利使用料の単価は、従来一理論的馬力当り百七十四円と見込んでおりましたものを、本年度は二百十五円まで引上げたというふうに考へておるのでございまして、それによる増加見込額なのでございまして、その他の使用料、これは授業料等も含んでおるわけでございまして、使用料、手数料いずれも二割程度の引上げになつておりますが、大体従来からの実績、また授業料等につきましては二十七年と八年度における児童数、生徒数の増等を参照いたしまして見込んだ増加率でございまして、それから雑収入の方でございまして、雑収入も全体といたしまして約二十二億程度の増額を見込んでおりますが、これは大体二十六年度の決算見込額を元にいたしまして、それを基準にして二十八年度の収入見込額を算定いたしまして、かような数字が得られるのでございまして、大体この程度の増収は期待できるのではないかと、かように考へておる次第でございます。

以上二十八年度財政計画の概要を御説明申し上げたわけであります。

○中井委員長 ただいまの説明に對します質問はあつたまじにいたしました。目下緊急の大問題となつております九州方面における水害の事情につき、国警本部並局より説明を聴取いたすことにいたします。警ら交通課長後藤田正晴君。

○後藤田説明員 二十五日から主として九州地方を襲いました大雨の被害の状況に關しまして、現在までにわかつております状況を御報告申し上げます。

被害は予想外の大きな被害をもたらしております。まず降雨の状況について申し上げますと、お手元にお配りしてあります九州災害概況の追報というところに入つておりますが、二十八日の九時現在で、二十五日からの降り初めより福岡が四百三十九ミリ、佐賀が五百六十四ミリ、熊本が五百四十五ミリ、大分が五百六十六ミリ、特に大分の災害状況が、現在まだ周囲の通信連絡が絶つたために、非常にわかりにくくなつております。日田地方は六百九ミリといつたような大雨があつたわけでありまして、この雨によりまして氾濫をいたしました河川は、遠賀川、筑後川、嘉瀬川、熊本河、白川、こういつた河川が大きな災害をもたらしております。その災害の事情を申し上げますと、今朝の四時までの災害状況は、死者が四百七十一名、負傷者が九百八十名、行方不明が六百九十三名、行方不明は逐次減少をしております。これは死者として判明をいたしたり、生存をしておたり、その数が時間の関係とともに減少しております。被害物被害は全壊が千六百八十七戸、半壊が六千四百四戸、流失家屋が千八百三十七

でございます。資料の十六ページでございまして、雑収入につきましては、使用料手数料が前年度よりも五十二億三千五百万円増加いたしまして、二百九十七億八千八百万円、雑収入は前年度よりも二十二億四百四十四万円増加いたしまして、五百九十八億八千七百四十万円と見込んでおります。まず使用料手数料でありまして、そのうち水利使用料が二十七年の見込額一億五千五百万円に對しまして二十八年度は十五億八千八百四十万円というふうに引上げを見込んでおります。これは水利使用料の単価は、従来一理論的馬力当り百七十四円と見込んでおりましたものを、本年度は二百十五円まで引上げたというふうに考へておるのでございまして、それによる増加見込額なのでございまして、その他の使用料、これは授業料等も含んでおるわけでございまして、使用料、手数料いずれも二割程度の引上げになつておりますが、大体従来からの実績、また授業料等につきましては二十七年と八年度における児童数、生徒数の増等を参照いたしまして見込んだ増加率でございまして、それから雑収入の方でございまして、雑収入も全体といたしまして約二十二億程度の増額を見込んでおりますが、これは大体二十六年度の決算見込額を元にいたしまして、それを基準にして二十八年度の収入見込額を算定いたしまして、かような数字が得られるのでございまして、大体この程度の増収は期待できるのではないかと、かように考へておる次第でございます。

以上二十八年度財政計画の概要を御説明申し上げたわけであります。

戸、一部破損が五千五百四十五戸、床上浸水十三万三千六百戸、床下浸水十九万七千二百六十九戸、非住家損害が五千二百十六戸、耕地関係の被害は水田は流失埋没いたしましたのが一万三千六百八十一町歩、冠水いたしましたのが十一万八千二百七十七町歩、畑の方は流失埋没が六千二百五十一町歩、冠水いたしましたのが一万六千七百八十八町歩、道路の損壊が七千八百三十九箇所、橋梁の流失が千九百九十六箇所、堤防の決壊が二千八百二十九箇所、がけくずれが八百七十一箇所、こういった莫大な被害を出してゐるのであります。

なおそのほかに九州地方では炭鉱に一部被害が出ております。この状況は目下交通通信網の關係で、詳細な実情はわからないのでありますが、炭鉱の被害につきましては坑内の水没、坑外の施設の崩壊、炭鉱住宅の流失、こういった被害が出ておりますが、目下被害の状況がある程度わかりましたのは大手筋の炭鉱のようでありまして、この大手筋について見ますと、坑内の被害は比較的少く、坑外の施設、炭鉱労働者の住宅、こういった坑外のいろいろな施設の被害が出てゐるようでありまして、

なお今回の水害で、通信施設が従来に比較して、雨であつて暴風を伴つたというふうな關係の割には、比較的通信がまだ保たれております。ただ何分にも第一線の方がそれ／＼の家がやられておるといふような關係で、現地の実情がわかりにくいのでありますが、比較的それ／＼通信は被害が少かつた、こういう状況であります。鉄道は随所に寸断をせられて、い

まだ復旧の見込みも立つていないように、本庁は聞いておるのであります。ただこれの対策をいたしまして、各県はそれ／＼災害救助法に基く災害対策本部を設けて、知事の統轄のもとにあらゆる機關がその指揮下に入つて、現在主として避難者の救出、あるいは離れ小島になつてゐるところへの食糧の急送、こういったような急ぎあつたの救援活動に、いづれも主力を注いでおるようでありまして、今回の災害で一番困りましたのは船がないということでありまして、小型のいろ／＼なボートまで全部動員をして持つて行きましたけれども、これも急流のために使えなぬ、ある程度大型でなければならぬ、そういう船がないというふうな關係で、船に一番困つたようでありまして、警察といたしましては、国警本部の方は、幸い無電通信施設を多数の県に持つております關係上、災害の実情をできるだけ早くキャッチをして、中央各官庁なり、關係方面に流すという仕事に主力を注いでおります。現地のの方は災害対策本部である府県知事と連絡をいたしまして、ただいま申し上げましたような救援活動に現在主力を注いでゐるのであります。

なお治安の一般の状況は、目下のところはいろ／＼な不穏な動きは見られておらないのであります。以上簡単にありますが九州の被害状況についての御説明を終ります。○中井委員長 水害の問題に對しまする質問のみに限りましたこの際進めたいと思ひます。御質問がありましたらばお願いいたします。

○農田委員 質問を兼ねて希望を申し上げたいと思ひますが、実は今回の災害に關しましては、空中写真その他の罹災写真は、ほとんど全部福岡県だけでございまして、ところが死者の数だけを見ましても、熊本県が圧倒的に多くなつてゐる。特に阿蘇には秋立、戸下、柄ノ木、地獄、垂玉、湯ノ谷、内ノ牧という有名な温泉地がございまして、これは全滅してしまつて、さんたんなる状況でございまして、特に国立公園内の田畑は、ほとんど全部流失いたしてあります。苗が不足して、五本ずつ植えるのに三本ずつ植えておつたところを、今回の大災害で、最初新聞は六十年ぶりの災害といつておりましたが、最近地元で有史以来の大災害と発表訂正をいたしてあります。今日に至るまで人の足による連絡以外、阿蘇と熊本市の連絡は全然つておりません。従ひましてこの被害は莫大なものではないか。毎年の災害は相当大きく情報が入りますが、今回の災害を見ましても、通信交通の発達してあります福岡県が、ほとんど重点的に報道されておりました、熊本市と阿蘇というこの壊滅的な打撃を受けました所に対する報告が全然入つておらないのであります。国家警察にも人を派しまして、熊本県の出張所員を総動員して調査いたしてありますが、この点に關する報告は皆無の状況であります。できましてならば、警察の無線電話——何か線を使わざる通話によりまして、ぜひとも阿蘇地帯の、相当過激な思想もあるところとございまして、至急調査をお願いしまして、治安状況等に関しまして、格別の配慮をお願いしたい、かように考えております。現在出ております資料を見ましても、実は熊本の

被害の大部分を占めております阿蘇国立公園内の災害状況は除外されておるようでございますが、ぜひともこの機会に、質問と申しますよりもお願いをいたしておきたいと思ひます。無線機による連絡の方法が——阿蘇には国家警察が三つありまして、この三つに對して何らかの方法をとつていただけないだろうか。おそらく小国地区の国家警察は、警員も相当やられておるようでございますから、この点後刻委員会でもなくとも検討してございまして、資料としてぜひともひとつ収集願ひたいと思ひます。

○門司委員 今國警のきわめて概括的な報告を受けたのでありますが、これについて、救援その他のことは十分にわかりませんが、問題は直接關係があり、さらに最後の責任を背負つておる地方自治体の關係ですが、これについて自治庁は何か調査しておるかどうかいふこと、一体どういふ対策を立てられる計画があるかといふことについて、もし対策がございしますならば、数字的なことはむろんわからぬでしょうが、一応この機会に発表しておいていただきたいと思ひます。

○塚田國務大臣 私の方は的確な報道、通信の機關を持つておられませんので、國警が持つておるような正確なる調べはないのでございまして。しかしだんだんと交通機關が回復するにつれて、早急に調査しなければならぬと考えておるものであります。ただいまのところ調査はまだその程度の段階で、まことに申訳ないと思ひますが、とりあえず政府から、新聞などでも御存じであると思ひますが、大野國務大

臣がきょう午後二時の飛行機であちらへ出発されますので、それに自治庁からも担当係員を随行させまして、現地と連絡をとるようになつていただくと考えております。今までのところ応急の措置として、自治庁關係として計画をいたしておるところを、この機会にちよつと申し上げたいと思ひますが、まず第一に当面の財政資金の窮乏を、どういふぐあひにして救うかということでありまして、ちよつと今平衡交付金七月份の配分のときになつておりますので、七月暫定予算が衆議院を通過いたしますれば、すぐに配分できるわけでありまして、それを一応今までの予算では四、五、六の分と同じように配分するつもりでありましたけれども、突発事象が出て参りましたので、このうち約五億程度を被害地向けに控除いたしまして、残余を今までの標準で配分いたし、その五億を被害地に特別に配分して應急の一助にしたい、こういうふうな考えております。もちろん大蔵省關係その他から一時融資は當然行われるはずであります。そういう面でも自治庁としましては協力して、その事務の迅速に行われるように善処して行きたいと考えております。それから當然あとに災害復旧事業が出て参ると思うのでありますが、これもなるべく早く復旧するようになつなければならぬ。そこで初年度三、次年度五、三年度二という、これくらいの復旧率でもつて、ぜひ復旧が早急にはかどるようになつて、こういうふうな考えております。それから本年度災害復旧の公共事業及び単独事業の執行に伴う地方の分担金が当然相当するはずであります。これは御承知のように災害のた

被害の大部分を占めております阿蘇国立公園内の災害状況は除外されておるようでございますが、ぜひともこの機会に、質問と申しますよりもお願いをいたしておきたいと思ひます。無線機による連絡の方法が——阿蘇には国家警察が三つありまして、この三つに對して何らかの方法をとつていただけないだろうか。おそらく小国地区の国家警察は、警員も相当やられておるようでございますから、この点後刻委員会でもなくとも検討してございまして、資料としてぜひともひとつ収集願ひたいと思ひます。

臣がきょう午後二時の飛行機であちらへ出発されますので、それに自治庁からも担当係員を随行させまして、現地と連絡をとるようになつていただくと考えております。今までのところ応急の措置として、自治庁關係として計画をいたしておるところを、この機会にちよつと申し上げたいと思ひますが、まず第一に当面の財政資金の窮乏を、どういふぐあひにして救うかということでありまして、ちよつと今平衡交付金七月份の配分のときになつておりますので、七月暫定予算が衆議院を通過いたしますれば、すぐに配分できるわけでありまして、それを一応今までの予算では四、五、六の分と同じように配分するつもりでありましたけれども、突発事象が出て参りましたので、このうち約五億程度を被害地向けに控除いたしまして、残余を今までの標準で配分いたし、その五億を被害地に特別に配分して應急の一助にしたい、こういうふうな考えております。もちろん大蔵省關係その他から一時融資は當然行われるはずであります。そういう面でも自治庁としましては協力して、その事務の迅速に行われるように善処して行きたいと考えております。それから當然あとに災害復旧事業が出て参ると思うのでありますが、これもなるべく早く復旧するようになつなければならぬ。そこで初年度三、次年度五、三年度二という、これくらいの復旧率でもつて、ぜひ復旧が早急にはかどるようになつて、こういうふうな考えております。それから本年度災害復旧の公共事業及び単独事業の執行に伴う地方の分担金が当然相当するはずであります。これは御承知のように災害のた

めに毎年起債のわくの中からとつております。ただいま御説明申し上げた中に約七十億円があるのではありませんが、その中から二十億ないし二十五億程度は、こういう特別の災害のために一応控除してあるわけでございます。この中から適当な額をこれに振り向けたら、こういうふうに考えております。もちろんこういう突発的な非常な大きな災害でありますから、今の見通しではあるいはこの七十億の総額では足りないのじやないかという懸念が非常にされておるわけですが、もしそういうようなことがあれば大蔵省とも折衝いたしまして、なお資金の総体ともにもみ合せまして、この額を増額することも考えなくてはならぬと思つております。この災害に伴ひまして当然税の減収が起つて参ります、それから災害に附帯する財政需要が出て参ります。収入は減り、需要がふえて参りますから、この面ではできるだけ措置をしなければなりません、これは一応特別平衡交付金の配分の際に最大限の考慮をして、何とか被害を少くして差上げた、こういうふうに考えております。

○門司委員 これは自治庁の長官に聞きますのは少し無理かもしれませんが、当然国家予算にかなり大きな影響を持つて来ると思ひます。やはり予算を通じて、補正予算を組まれる、あるいは今年二十八年度の予算がすでに審議されておられますが、これを追加更正されるか。政府は大体どういう態度をとられるのか、おわかりでしたらひとつ……。

○塚田国務大臣 本日の閣議でも一般的な話合ひはありまして、事柄の重大

であるという認識は十分持つておるのではありませんが、具体的にどういうぐあいにするかというところは、被害がはつきりいたしましたら、また復旧が応急を要するものと、多少延びてもいいものとのつり合ひなどもわかりませんので、今のところまだ具体的な計画というものは何も考えられておりません。

○門司委員 具体的計画がないというのは、むしろまだ具体的にこまかい数字にわたるところの計画はないと思ひますが、私は大体どちらかに方針を立てなければならぬものだと考えておる。従つてさつき言ひましたように、補正予算で組まれるのか、あるいは現在出されておる追加更正されるのか、どちらかくらいは政府の腹はきまつておると思うのだが、もう少しはつきり言つてさつきかえなないのじやないですか。

○塚田国務大臣 そういう意味の計画、話合ひは何もまだきまつておらないので、きようは話合ひも何もなかつたのであります。おそらくそれは必要がないという意味ではなくて、まだそれを考えるだけの資料が整わない、こういうことだろうと思つておる。もちろん資料がたんと出て参りますれば、必要があれば補正予算も組まなければならぬのであります。ようし、その他今の予算の範囲でできるだけ応急の措置をしなければならぬ状況が判明いたしますれば、閣内でもそういうふうに主張して、地方団体の困難をいくらかでもやわらげたいと思ひておられますが、ただいまのところは御指摘のよう具体的な計画というものは

は、まだ何も持つておりません。そういうふうにお答え申し上げます。

○門司委員 あまり追究するようでは、実際の自治庁長官のお話を聞いておきますと、われ／＼が想像しておられます被害高というものは、かなり大きなものであつて、今はつきりしないというところは、結局被害が大き過ぎる、私は統計がはつきりしないのだから、もう少し被害が小さければとつくにわかつておるはずなんです。私は普通の観念で被害を推測するのと今度の場合は違ふと思ふ。政府は速急に腹をきめて行ふべきだと考えるのです。それはあまりにも被害が多過ぎて統計がとれないというところ、従つてもしこの処置が遅れば遅れるほど地元はやはり困る。小さな部分的なものではなくて、いろいろ統計が現れて来て、それから腹をきめたいというじやないかというふうな、私はなまやさしい問題ではないと思ふ。もちろん政府ははつきりした腹を先にきめておいて、かかることが正しいのじやないかと思ひますが、しかし話合ひがないというなら、私はそれ以上責めません。問題になるのは、地方の財政関係でも、今言われ

ておりますい／＼な特殊な処置は講ぜられると思ひますが、さらに今年度の地方の平衡交付金の特別平衡交付金の問題であります。これらのものが、やはり充てられるようなことになつておるといふさつきのお話でありまして、本年度の分を全部とつて参ります、私は大した金じやないと思ふ。もちろんそこだけに全部出すわけにも行きかねる、ほかにまわるといふと、そういうことだけでは、従つて

それだけを考へて参りましたも、やはり地方財政に対しては何らかの処置を私はとるべきだと考える。一つの事業全体についてはい／＼農林省関係もありまして、建設省関係もありまして、被害の全体のつじつまというものが、大体合ふように行へると思ひますが、地方財政の關係だけで、先ほどお話をありました減税は、減税というよりむしろ私は徴税が不可能だということが考へられる。徴税が不可能だということになつて参りますと、この地方における二十八年度の予算というものが組み立てられた額は、私はおそらく金額を地方の平衡交付金の中から出さなければ、とても追いつかないような勘定が出て来はしないかと思ふ。そういうことになつて参りますと、今の自治庁長官のお話だけでは、これはとてもどうにもならぬ、従つて当然私は補正予算な考へておりましたが、遺憾ながらそういうことを考へないということになりまして、非常に心細い問題が出て来ると思ふ。

最後に一言聞いておきたいと思ひますことは、こういう場合にはさつきも塚田君からお話がありました、交通あるいは通信の便利なところは割合によく救済が行き届いて、さうして悪いところは取残される危険性を多分に持つておられます。取残されるような住民というものは、これは悪く言うわけではありませんが、そういうことに比較的關係しているのですから、かなり不公平があつても割合文句を言わない。こういうことがやはり将来の大きな問題になると思ひますので、自治

庁といたしましては、ひとつできるだけそういうことのないように、ぜひ手配していただきたい。私も心が配しておりますのは、被害が起つて第一に——こういう言葉を使うことは当てはまるかどうかわかりませんが、はなばなしく出て来るのは警察関係であり、それが調査の機能を持つておる。その次にはやはり土木関係の、建設省関係の仕事が出て来る。その次に生産方面の問題が出て来て、通産省あるいは農林省関係が出て来る。あります、しかしこれらの問題は全部それらを親切に、迅速に事を運ぶようにいたしますには、やはり地方自治体の協力が一番必要になつて来る。従つて最後に全体の問題を支配して行くのは、地方々々の自治体がこれを背負う形になつておる。従つて地方自治体に対します処置というものは、やはりできるだけすみやかにとつていただきたい、さうして地方自治体自身が、それらの問題を解決するというところで、熱心に迅速に行われるのです。処置をとるといふことは、今までの災害を見て参りまして、そういうことが十分考へられる。個々ばら／＼にこれが行われて参りますと、必ずしも總体的の妙味から考へてうまくない。たとえば建設省が出て参りまして道路あるいは橋梁、河川の修理をするといひましても、實際上の担当はやはり市町村がやるのであつて、決して建設省自身は直接やらない。それから学校の復旧等については、農林省関係におきましても、農林省はいろいろ措置は講じ、いろいろなことはやるでありますが、実際の

担当者は何といつても市町村がこれに当らなければ、あるいはこれを指導しなければならぬ行かないのであります。こういう面から考えると、私は今の自治庁の長官の心構えというものは心細く考えます。もう少し私は財政的にも行政的にも、ひとつ積極的にこれらの問題を処理することのためにやっていたらと思うのです。今聞きますと、きょう大野国務大臣が出席されるについて、それに何か付随して行くというふうなお話でありまして、むしろみな行かれる人はそういうことになると思いますが、しかしその間の連絡が一つと、それからさつき申し上げましたようなことで、今度の被害は普通の被害、今までわれわれが考へておつた被害より区域も非常に広うございいます。それから被害の程度が非常に大きいのでございいます。先ほど国警からも御報告がありましたように、暴風雨による被害というものは、非常に人命に大きな影響を持つ危険性を持つております。ただ雨が降つたということでも増水ということになりますと、かなりこれも予防ができるわけでありまして、避難も相当できるわけであります。そう出ればけに人命を傷つけるようなことは私はないと思う。ところが統計表から見ますと、かつての災害より大きいということが今までに判明しております。従つて被害の程度というものは、私は非常に広範囲で甚大だと考へる。もう一言、それらの問題について長官としての心構えを、ぜひお聞かせ願つておきたいと思ひます。

○塚田国務大臣 御指摘をいただくまでもなく、私も今度の被害は、ちよつと過去に例のない重大なものであつたといふことを十分承知いたしております。先ほど何も手配をいたしておらないと申し上げましたけれども、それは自治庁の關係において、今の段階ではそこまで行つておらないということでありまして、おそらくこういう場合における措置というものは、当面はやはり金融措置以外には手はないのではないかと考へます。金融措置は大蔵省の所管で、きょう閣議で若干こまかい話をしておりましたが、今具体的にどういう事項であつたか記憶いたしておりましたが、幾つかの事項が取上げられておるようであります。応急にそういう措置をしておきまして、逐次状態の判明して来るにつれて、その他の措置がとられる、こういうふうに御了解願ひたいと思ひます。

なにお交通不便地の被害が、とかく割に小さく伝えられて、従つて被害に対する対策も十分ではない、過去にそういう懸念がたゞさんあつたということでありまして、これは私もそのようない記憶がございいますので、今度の場合には特にそういう点にも注意をして、それから平衡交付金の配分その他最大限に特別の心構えをもつて考慮いたしまして、何とかして被災地の御不便、御不幸を少しでもやわらげよう、最大の努力をいたしたいと思ひます。

○藤田委員 ただいま門司委員からいろいろ御質問がありましたので、関連して簡単に伺ひたいと思ひます。衆議院の予算審議を終るようでございます。従ひましてわれわれも予算の修正を計画中でございますが、この機会に平衡交付金のわくの問題、当然これは増額必至でございますから、秋の臨時国会も予想されるのでありますが、この際われわれとして、ただちに平衡交付金のわくの増大ということ修正で考へております。またそれと関連いたしまして、大蔵省の資金運用部資金の従来のわくを増加させるということも、ただちに予算の採決にあたり強力な条件として要求したい、かように考へておるのであります。この際自治庁長官として、十三日の二十八年度当初予算採決までの間に、何か計画がございませうかどうですか。被害状況がはつきりしませんが、被害がわかつてからただちに措置される予定でありますか。あるいは逐次わかる都度、もろい予算の審議中でありまして、何か対策を考へられますかどうですか、伺ひたいと思ひます。

○塚田国務大臣 全貌がわかつて参りまして、予算措置に当然間に合ひ、しかも予算措置は何かしなくちやならない、こういう事情であります。幸い国会の開会中でもありますので、皆さんの御意見もよく伺つて、何らかの措置をとりたい、こういうふうに考へております。

○滝井委員 今國警の方の御説明をいろいろ聞きました。私たちが、災害といふものは忘れたときにやつて来るというのを、今まで聞かされておつたのですが、最近はどうも災害は忘れぬうちにたゞ／＼やつて来る。ところがどうも日本の法律を見ても、財政法なら財政法、あるいは伝染病予防法なら伝染病予防法といふふうに、災害に対するいろいろのことは、それ／＼一つ／＼の法律には書いてある。ところがそれらのものが総合されて、非常な災害の起つた場合には、こういうような対策をとつて行くんだというように、本にまとまつた法律になつていないのが現状だと思ひます。たとえば保安隊あるいは消防隊等いろいろ出てくるという場合には、これは知事あたりが中心になつて当然やらなければならぬ。その場合に、知事はどういふぐあいになつておるものを総合してやつて行くのかということになると、また行く話らざるを得ないというふうな状態だと思ひます。ここで長官として当然考へていただくなければならぬのは、今後そういう災害に対する総合的な立法というものを、とにかく自治庁として考へてもらわなければならぬだろうということが一つ。

それからいま一つは、現在保安隊等があつて出て行つておりますが、それらと自治体、あるいは消防等との關係は、どういふぐあになつておるのか。それがたゞ／＼にかつて動くか。それがたゞ／＼にかつて動くか。それがたゞ／＼にかつて動くか。そこにはなにかあつて、便宜的に総合調整をしながら動いておるのか、そういう点をひとつあわせて御答弁をお願いいたしたいと思ひます。

○塚田国務大臣 保安隊その他消防などが動いておるといふ報告は受けておるのではありませんが、ただいまお尋ねの点、それがどういふぐあになつておるのか、それをお尋ねいたします。これは私も承知しておるのではありません。お尋ねのところに依つた場合、その依頼された方とそこに行つて、その指揮に基いて動いておられると思ひます。しかしそういうふうな状態ではうまいことではない、御指摘の通りであります。これは、ただいま御指摘になりましたように、こういう場合に對する総合的な物の考へ方というふうなものを、法制化しておく必要が確にあるのじやないかと私も考へられますので、今後ひとつ研究して善処したいと考へております。

○北山委員 関連して……。ただいまの災害の対策をやることの総合的な機関でございますが、実は災害救助法の中に一応の規定はあるわけです。中央には中央災害救助対策協議会というもの、総理大臣が会長で、厚生大臣が副会長というふうな組織があるはずで、地方には各府県にそういう地方の協議会という機構がある。それで災害救助法の中には、条文の上では非常にりつぱにできております。それが今回の災害において、一体どういふふうな活動しているか。おそらく私の推測では、この規定はうまくできておるけれども、実態に合つておらないので、今回の災害はもとより、それ以前の災害にも、実際にはよく活用されておらないのじやないか。そういうところから、ただいまの滝井委員のような御意見が出るのだらうと思ひます。その災害救助法に規定されておる機構が、一体今回の災害においてどういふ活動をしておるか、それをお伺ひしたいと思ひます。

○鈴木(後)政府委員 災害救助の問題でございますが、これはただいま御指摘のように、災害救助法によりまして、中央、地方にそれぞれ協議会ができて、関係の政府機関、日本赤十字社その他の団体が関与いたしまして、現地における具體的の災害救助に

當つておるわけですが、今御指摘のように、現在さうな災害救助法に基づく活動だけでは必ずしもうまく行かないという点は、やはりこの災害救助の關係は、応急の食糧、衣料あるいは通信交通といったような、ごく当座の措置が中心に、災害救助法によつてとられておると思うのでありまして、やはりさうなもののほかに、もつと第一期の応急の措置のあと、引續いて起ります各種の復旧措置、そういうようなものにつきましては、実はまだ災害救助法に定めておられますような、救助対策協議会という式のものがなければなりません。そういう点につきましては、地方団体ではかねて何か中央に災害のさうなことを、全般的に所管をする機構でもつくつて、災害の復旧対策を強力に推進するということを考へてほしいという意見が、知事会等からも出ておるのであります。ただ機構をつくつて、それで事が終るといふことではございせん、災害復旧基金等を設けたらどうかという意見も、それに付随して出ておるわけでありまして、政府といたしまして、さうな災害対策というもののについては將來とも十分に考へて、どうすれば一番有効適切な組織運用ができるかということ、これから大いに検討しなければならぬといふふうに考へておるのであります。地方の災害の場合にはやはり問題になりますのは、戦前におきましては三・五・二といふような比率で、土木その他の災害が、大体三年目には復旧するといつたような状態でありましたのが、戦後のいづ／＼な、濫伐その他のによりまして、災害が次々に起つて来るといふようなことで、最近にお

きましては三年間の復旧という原則が五年になる。第一次においては一七・五％程度しか復旧ができないというものが、公共土木災害復旧の大体の現状であります。そういうようなことを、實質的に改善して行くということも、同時に機構の点と関連をいたしまして、重要な問題であらうと考へておるのであります。政府としても、ことに自治庁といたしましては、地方団体の全体の世話役というふうな意味から、この問題につきましては、とくと研究しなければならぬといふふうに考へておる次第であります。

○北山委員 ただいまのお答えは、少し質問にはずれておるようですが、要するに災害救助法というものがちやんとあつて、それに基づいて中央には中央の協議会の機構を置かなければならぬといふことになつて、その仕事はどういう仕事をするということもちやんと書いてあるわけですが、地方には地方のさういふ機構がありますか、それをやつておるかどうかの問題です。そしてもしそれが実情に合わないために、実行されておらないというならば、これを早く改正して、實際に災害が起つたときに役に立つような機構に改めて置くという責任があるわけですね。災害救助法の問題は、もちろん厚生省の方の管轄だろうと思ひますので、その点おそろくお答えとしては、はつきりしないかもしれませんが、この問題が出て来ましたので、この点を特に御注意いたしたい、災害が起つてしまつてから、一体機構がどうなるんだというふうなことでは困るのじやないかと思うのです。そういう点も、これはやはり地方団体に関係のある問題であります

から、自治庁の立場から、早く御検討願ひたいと思ふのです。

○塚田國務大臣 御注意まことにありますが、ごうございました。ただいままでのところでは、福岡に災害に対する対策の本部を置いてやつておるといふ話を聞いておりますので、おそろくそこに今度の救助の本部も一緒に置いてあるのじやないかと考へておるわけでありまして、今度の災害の経験にかんがみまして、もし法律そのものに、運用の上でまずい点がありますならば、御注意の趣旨を体してよくこれを見直して、今後のために備へたい、こういうふう

に考へております。

○大石委員 塚田大臣に特に閣議でお願いしておきたいのは、日本の国は毎年毎年さうした災害があつて来て、毎年々々さうしたことを繰返してありますが、中央氣象台といふものをどういふふうに御利用になつておりますか、災害があつてから、さういふふうにあつても何にもならぬのです。アメリカでは非常に中央氣象台といふようなものを重視して、災いを未然に防いでおります。こういうことになつては、何にもなりません。これは根本対策を講ずる必要があると私は存じております。それで常に中央氣象台を政府はもつと尊重してくださいまして、十分あれを利用して、最善の措置を講じてもらふように、閣議で御考慮願ひたいと思ひますが、いかがにお考へてございましょうか。

○塚田國務大臣 今度の災害に氣象台の予報その他が、どのような役割を果したか、その点はまだ詳細に承知いたしておらぬのでありますが、私が今ま

での日本の氣象觀測そのものに対して、一般に承知しておりますところでは、終戦後のものはかなりよくできておるといふようには承知いたしております。しかしよくできておりながら役に立たなかつたじやないかという御意見になると思ふのでありますが、なおきつと改めるべき点が多々あるのじやないかと思ひますので、御指摘のような点は、今後十分に注意いたしまして、今後の施策の上で万全を期したいと考へております。

○門司委員 蛇足ですが、今大臣が説明された中に、災害地に特別に配分するものは、すぐ出したいというお話でありましたが、これは各地方団体に通知してあります。さういふ問題は地方団体が動く上において、大きな支障があると思ふのですが……

○塚田國務大臣 七月の暫定予算が、おそろくきょう中には成立するのじやないか、予算成立次第すぐに通知をするようにいたしたい、さういふふう

に考へております。

○門司委員 今の国警の方では、治安維持については別に不安がないといふようなお話があつたのでありますが、これは治安關係については、特別の不安關係はないかもしれませんが、ラジオなどを聞いておると、病人がやはりたくさん出ておるようです。これは治安に直接關係ないような問題ですが、さういふ問題について、何かもう少しおわかりになりませんか。

○後藤田説明員 現在まで私の方に報告が入つております災害に伴う病氣の關係は、福岡県でございましてたか宮ノ陣というところで赤痢患者が四十名、これが一件でございます。この点は厚

生省の方にただちに連絡をいたしまして、防疫官もたしか行つておるはずであります。

○中井委員 ちよつと私からお尋ねをいたします。実は今度の九州の水害は容易ならざる災害だと存じますが、さういふような場合、今日の法制では政府当局のうちで、その全体を総括し、これを統轄して主宰になる役所はないといふことになるのであります

か。

○鈴木(後)政府委員 災害がありました際の中央の政府機關での従来の処置でございまして、これは経済安定本部がございましては、経済安定本部に關係各省の係官を集めまして、さういふ／＼協議をいたしました。しかしこれは公共土木關係とか、農地災害の關係とかいふような面でございまして、先ほど御指摘のありましたさうな災害救助の社会事業——社会事業といふと何ですが、災害救助に関するものは厚生省が専管でやつておりました。今回安本がなくなりまして、内閣としてはどこがやるかという問題でありまして、けれども、内閣審議室というのがございまして、内閣審議室が中心になりまして内閣の官房長官、副長官のところ

で關係各省の者を集めまして協議いたしましたのであります。自治庁といたしましても、これは自治庁設置法の中に地方団体と政府との連絡という役割がございまして、さういふ意味では自治庁も大いに關係があるのでありますけれども、もつと広汎な見地から内閣が直接この問題を取上げて、協議会をつくつて処置をいたしたいというのが、今回の実情でございまして、

○中井委員長 ただ今のお話を承りま

しても、また塚田國務大臣の御答弁を承りまして、どうも災害全般にわたる、事をよく御承知ないようでありまして、そんなことではもつと大きな混乱状態が起つたときには困ると思ひます。それについて思ひ出しますことは、戦前内務省が御座りました際には、国内の行政については警察、消防はもとより、土木その他一切国内行政を一手にやつておりました。それゆゑ私どもの経験によりまして、同じような災害がたび／＼ありまして、またこれ以上の混乱状態、不安状態が生じたようなこともありました。そのときに内務大臣にはすべて総括した統合された報告が刻々に参つておりました。内務大臣のおおいになれば、ただちにわかるというありさまであつたのであります。従つてそれに対する政府当局の主宰者ができていたので、その応急対策もただちに立て得たわけでありまして、ただいまのような大臣の御答弁ではまことに心細く思ひます。ちやうどこの問題はわが国内行政に対する一つの戦後の機構の不備という大きな問題を、示唆いたしておるのではないかと思ふのであります。委員諸君の間には、災害対策には総合的な機関を置けばどうだというような趣旨の御質問がたゞいまありました。単に災害対策のような一時的の問題でなくして、平常から国内行政については、何事があるつてもただちに立ち上つてこれに対応することのできる機構、制度というものがある、この際あらためて考え直す必要がなかろうかという事を痛感いたすのでございますが、國務大臣の御意向はいかがでございますでしょうか。

○塚田國務大臣 御指摘の点はまことに、ごもつともだと感じておるわけでありまして、何にいたしまして、今の地方と中央との連絡の機構が、終戦後のい／＼な改革で、ばら／＼になつております。そういう点に統一総合が非常に不徹底である点は確かにございまして、今度の行政機構改革のときに、何かそういうものが考えられますならば、ひとつ考へて行きたい、こういうふうに考へます。

なお先ほど申し忘れましたが、今度の場合の特別措置をいたしまして、本日の閣議で副総理を対策本部長とした特別の対策本部を中央に置くということになりまして、今度は一応その中で対策を考へる、こういうことになつておりますから、あわせて申し添えておきます。

○中井委員長 ただいまちやうど地方制度調査会の審議が進みつつあり、政府からも、ぜひ結論を得たいとの御要求があつたと承ります。このたびの災害は、一つの示唆をわれ／＼に与えるものと信じますから、ここに塚田國務大臣は閣内において、もつて有力なお方でありまして、切にこの問題につきましては根本的な国策として、あらためて御検討になり、かつその結論を得られるよう、深く希望をいたします。

○門司委員 今の委員長の発言ですが、これはきわめて重大な発言であります。それから塚田國務大臣も、あまり重要でないかもしませんが、強く発言はなかつたようでありまして、これは考へようによつては、非常に大きな問題をかもし出すのであります。それで地方制度が改革された根本の理念に觸れる問題が出て来る。従つてそう輕

輕にこういう問題を、この事態自身について国の制度を大きくかえるということについては、私は多少研究の余地があると思ひます。しかし今までの答弁を聞いてみますと、いかにも自治庁は地方との関係が法律上なくなつておるのだから、まあ出て来た問題を処理すればいいというようなお考えのようになつてゐる。ところが今までのい／＼な問題については、けつ／＼われ／＼が自治庁は少し出過ぎはしないかと思ふような指令通達が出てゐるのであります。自分の方の権力というが、やりい／＼にするには、あるいは少し度を超してはいはないかと思はれるような指令ないし通達を出してゐて、こういう緊急な問題が出て来ると、どうも責任を回避するやうな態度が、きよ／＼の答弁を聞いてみると私は見えるのです。従つてこういう事態こそ、やはり法で禁じておられませんか、法が禁じておつて、こういうことをしてはならぬといつて罰則があるなら、また別ですが、今の自治法の状態から考へて参りますと、私は自治庁として、こういう場合に動く余地がたゞきんあると思ふのです。たとへばさつき申し上げましたやうな財政的の処置にいたしまして、政府は充分の財政的処置はするから、ひとつできるだけ十分地方民に迷惑をかけないようにやれということはできると思ふ。金額自体が出るか出せないかというところは別問題です。私は、地方自治庁の長官として、地方の自治体が行政組織の上では、どういふふうにかま／＼の問題が起るかもしれないから、応急の措置としては財政的には迷惑をかけぬから、できるだけこれは地方住民が不安のない

ようにやれというくらいのこととはやれと思ふ。こういうことについては長官は一体今までやられてゐるのですか、やられてゐないのですか。果には何にも通知してないのですか。

○鈴木(俊)政府委員 自治庁はもつと積極的にやれというおしかりでございしますが、実は先ほど委員長が御指摘になりましたように、現在の行政機構の中では、明確にどこに災害についての究極的な全責任があるかということ、は、行政機関の所掌の上では明らかでないであります。結局政府全体の責任であるということにならうと思ひますので、つかさ／＼のそれ／＼の所掌のことをやるという基前になつておるわけでありまして、従つて中央には中央の救助対策協議会というさしあたつてのものがあり、関係各省の者が集まつて相談をしてゐるわけでございますし、現地には先ほど大臣が申し上げましたように、福岡、博多、小倉、この三箇所に、これは主としてアメリカとの関係も考へまして、外務省の係官が参り、それから福岡に大野國務大臣を首班とする関係各省――おそらく各省ほとんど全部参加いたしておりますが、大体局長、部長、あるいは課長というところがあり、あつて二回か三回の飛行機にわかれましてみな飛んで参ります。そこで現地において具体的な処置をつけ、こういうやり方では処理をいたしておるのではありません。それから土曜日から会合を開きまして、先週、関係機関の間で連絡をいたしております。そういうような扱いをいたしておりますので、別に自治庁自体が電報を打たすとか、通知を出すということよりも、政府全体としてどういふふうな処置するかということを考えておるわけでありまして、但し自治庁長官からは関係府県知事に対して、見舞の電報を發してあります。

○門司委員 ここで議論しても始まりませんから、議論したくないのであります。が、今の次長の答弁ですが、これは今の国家機構から行けば当然であります。同時にこの内閣の責任であることも当然であります。従つて内閣は臨機の処置を講じて、万端漏れない処置をとればそれでいいのであります。それが完全に行き届けばいいのであります。しかし自治庁長官としての立場からとり得る処置は、単に見舞の電報を打つたというだけでは私は済まされなかつたと思ふのであります。なぜそういうことを言ふかといふと、今日まで地方から出て参りますい／＼な財政上の問題等に関しましては、實際問題として自治庁は、地方の意見をそのまま取上げてゐるわけではありませんが、起債の問題にいたしまして、あるいは平衡交付金の問題にいたしまして、多少これに斧鋏を加える組織になつてゐる。従つて逆にものを考へて参りますと、こういう事態には、自治庁長官としてとり得る処置の範圍にいたしまして、あるいは特別の処置の問題にいたしまして、親切にそれを指導してやる、こういうことではなければならぬと思ふ。自分の権力だけでは十分でないが、責任の方は、法律に書いてないから、私の方は知らぬというやうな不親切な官儀式のやり方ではいけません。地方自治体の長はかなり心配してゐると思ふ。い／＼な計画を

考えても、あとでこの始末はどうできるかということを中心としておつたのでは仕事はできないから、実際はやつていこうと思つておられます。しかしそこで自治庁、長官からある程度そういうふうなやれるように示唆された、命令とは行きませんが、親切な指導が行われれば、地方の町村ではやりよくなると思ひます。私はそういうふうな心配はいたしませんので、先ほどからお聞きしておつたのであります。まだそういう処置がとれていないというのなら、自治庁長官の責任の範囲においてやれることを——見舞の電報を打つたと言われまますが、見舞の電報はわれ／＼も打つておられますので、自治庁長官のできる範囲内において、そういう措置をぜひお願いしたいと思つたのです。

○塚田国務大臣 御注意の点はありますが、今日大野国務大臣が行かれる際に、総理に会われたときの話では、異例の事態であるから、今までの例にこだわらずに、大胆に解決策を現地に相談をしてやつて来い、こういうふうな特別の指示が出ておるようでありました。私も十分注意いたしまして、努力をいたしたいと思つておられます。

○床次委員 たいへんおそくなつてから恐縮でございますが、大臣のおられる間に、一言承つておきたいと思ひます。それは先ほども地方財政計画のお話がありまして、いろいろ地方財政事情はわかつたのでありますが、今度の予算において私ども何つておきたいと思ひますことは、義務教育費を交付することと予定された額が、富裕府県だからといってこれを返還せしむるという案が出ております。これは直接

自治庁所管ではありませんが、しかしその金額から申しますと非常に影響の大きいものであります。七十七億と億でありますが、四十八億と億でありますが、関係都道府県はそのために非常に心配しておる。財政上の憂慮もはなはだしいものがある。私もその点まつたく同感に感ずるのであります。しかしこの問題は、政府といたしましては八月から特別法を出しまして返還せしむる態度をとつておられる。しかし自治庁の見地から見まして、はたしてこの措置をいかようにお考えになるか。私はこれは単なる義務教育の法律という問題でなしに、地方財政の見地から見しても、重要な問題であると思つた。自治庁長官は、この問題をいかようにお考えになつておられますか、またどういふふうにして関係都道府県に對して満足を与えようか、あるいは一般地方財政から見ると、遺憾のないような処置をとるかという点について、時間がありませんので、大臣のお考えだけこの際承つておきたいと思ひます。

○塚田国務大臣 これは非常にむずかしい問題でありますので、政府の態度をきめます場合にはぜひ苦慮いたし、いろいろ面と折衝いたしたのであります。ただ物の考え方からすれば、義務教育費半額国庫負担法というもの、その考え方とそれから今度のそれを一部分打ち切ろうという考え方とは確かに矛盾しておると思ひます。ただあの法律の制定のときの経緯から申し上げますと、実はあの法案をつくり上げたときには、私も相当深く関係いたしておつたのであります。あの当時の考え方は、今の平衡交付金法と、それから

地方税制というものを中核にした地方財政の組立て方からすれば、半額国庫負担法というものは、やはり考え方において矛盾が出て来る。というところは富国団体にむかひ行く。もう一つ東京、大阪にしましては決してそれ自体においては、財政に十分ゆとりがあるとは考えられませんが、金はあればあるほど、それに越したことはないののであり、ことに東京のごときは、先般安井都知事の御意見を伺つてみまして、戦災の際に分散した住民が、急速にまた都市に集まつて来る傾向があるのだから、教育なんかは施設を年々ふやして行かなければ、義務教育の確立はできないという点で、教育上の需要が非常に大きくなるという点とはよくわかりますが、それはそれで別の観点から考えなければならぬのであつて、今まで平衡交付金の中にあつたものを、教育費だけはひもつきで出して、他のものに使われないように確保しようという、半額国庫負担法の建前からすると、今の平衡交付金それから税制を直さない限りは、余分に行くところは多少何らか、これに減額措置をしなればならぬのじやないかという考え方が、考え方としてはあるというので、私も文部省のあの法案の決定に對して賛成したものであります。あの半額国庫負担法が議員提出で出ましたときに御承知のように二十八年四月一日から施行するということになつておりました。その二十八年四月一日という日がどういふ事情で出て来たかと申しますと、今考えております地方制度の改革、それから国の一般の行政機構の改革、そういうものが二十八年四月一日にはもうできるであらう。ことに地方

制度の改革に伴つて、地方財政の改革というものが必要であらう。従つてそれができれば、この矛盾というものは、その改革の中の一環としてできるはずなんだから、二十八年四月一日からこの法律でよいのではないか、こういうふうな実は考えられて、あの法律ができ、そうして二十八年四月一日から施行ということになつて来たように私は記憶しております。繰返して申し上げますが、地方税制、それから平衡交付金制度というものを一括して考えた、地方財源というものを考へ方からすれば、これはどうもやむを得ないのではないか。こういうふうに考へておるわけでありました。

○床次委員 やむを得ないとおつしやるのであります。地方財政から見ますと相当大きな金額なんです。この金額を生かして使うということは、地方財政全体から見て、重大なことだと思つたのであります。同時にもう一方からいいますと、これだけの金額のものを今になつて返せと言われても、はなはだ迷惑です。ただいまおつしやつたように当初から半額国庫負担法というものは、大きな矛盾——あえて矛盾とは申しませんが、大きな問題を持つていた。従つてほんとうに自治庁として親心があれば、すでに年度の初めにおきまして、この問題は将来返してもらうかもしれないというふうな警告を出さなれば、あらかじめ準備ができておつたならば、今のような問題は起らないと思ひます。今になつて返せと言われれば、予定事業があるの非常な困る。私どもにも陳情がありまして、いかにもごもつともであると思

います。この点私は非常に同情すべき立場にあると思ひますが、政府はその点きわめて冷淡だと思ひます。ことに自治庁の立場から申しますと、一般の地方財政の立場から申しますと、もつともつと考へていたきたい立場にあると私は思ふ。よけい今の取扱いはどうも納得が行かないのであります。今まで数箇月遅れておりますが、なぜ遅れておつたかということ自体も私は納得が行かない。どうせ返すものならもつと早くから返す方がよい、あるいはその政治的解決としてずらしたというならば、その点も納得させる必要があると思ひます。どうも今までの処置はほんとうでないと思ひます。大臣としてもう少しこの問題については、善処されるようにお考えをいたしたくないだろうか。今の予算の措置で、あのままでもつてなされるというだけであるか、あるいはなおいろいろお考えなさるのか、その点お伺ひしたい。

○塚田国務大臣 これは年度の初めに地方団体が予算を組みます場合に予期しておらなかつた、つまり減らされるということを予期しておらなかつたのでいまさらそう言われても困るという考え方が、一番地方団体としての理由のある点だと私も考へております。しかたがないから七月までの分はそのままだにして、それから先の分だけをひとつごとくかんべん願う。こういうふうなその点で妥協点を見出したという考え方になつておられる。この額が地方団体全般に配分されるというのであります。また考へ方が幾らかかわつて来ると思ひますけれども、富裕団体だけの分でありまして、国、地方全体として、そういう特殊の団体を除いて

は、なか／＼財政困難をしながらやつておられるのであるから、そういう特殊の富裕団体も、その程度でござんばう願いたいと今のところ考えているわけであります。

○門司委員 今の床次君の問題は、大体総額は府県別にしてどのくらいありますか。

○武岡政府委員 いわゆる特例法の施行に関連いたしまして、八月以降制限を受ける額でござりますが、まだ正確な計算ができておりませんが、大体のところを申し上げますと東京が二十四億程度、大阪が十六億程度、神奈川県四億、愛知三億程度とあります。なお京都、兵庫はこの制限にはつきりかかると、正確なものは出ておりません。以上で大体四十八億内外になるものと推定しております。

○中井委員長 それでは本日はこの程度で散会をいたします。

午後零時五十九分散会

昭和二十八年七月三日印刷

昭和二十八年七月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局